

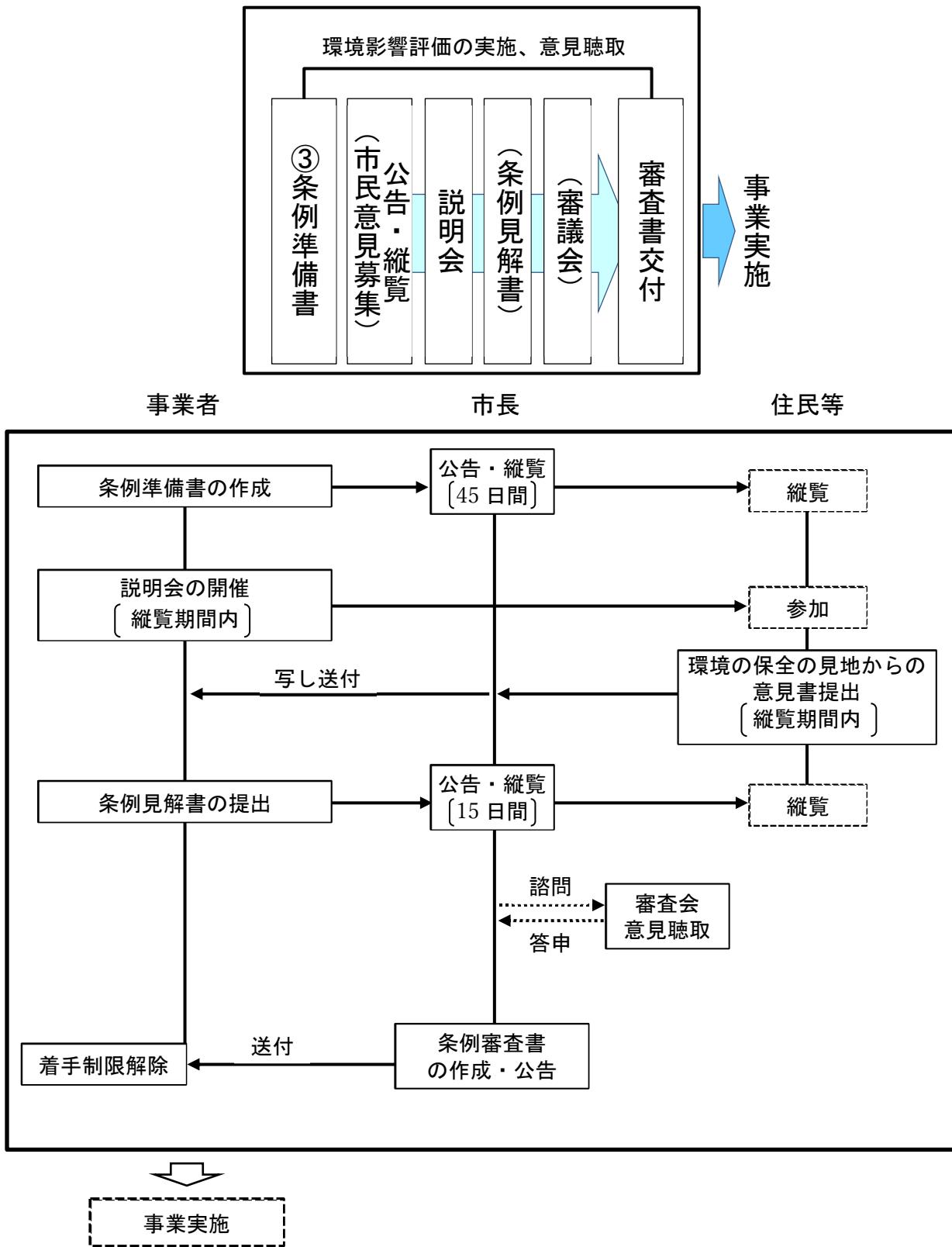
(仮称) 電解用柱工場建設に係る
条例環境影響評価準備書

要 約 書

令和 7 年 12 月

旭化成株式会社

川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き（第3種行為）



条例準備書・・・意見を聴くための準備書として、環境影響の調査、予測及び評価結果等を記載するもの
条例見解書・・・意見の概要及び事業者の見解を記載するもの

(空 白)

目 次

第 1 章 指定開発行為の概要	1-1
1.1 指定開発行為者	1-1
1.2 指定開発行為の名称及び種類	1-1
1.3 指定開発行為を実施する区域	1-1
1.4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容	1-4
1.4.1 目的、事業立案の経緯等	1-4
1.4.2 事業概要	1-7
1.4.3 土地利用計画	1-8
1.4.4 建築計画	1-11
1.4.5 施設設計画	1-18
1.4.6 公害防止計画	1-20
1.4.7 施設管理計画	1-23
1.4.8 緑化計画	1-26
1.4.9 交通計画	1-28
1.4.10 供給施設計画	1-32
1.4.11 排水施設計画	1-36
1.4.12 廃棄物処理計画	1-38
1.4.13 防・消火計画	1-40
1.4.14 エネルギー計画	1-42
1.4.15 周辺の指定開発行為	1-43
1.4.16 施工計画	1-45
第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性	2-1
2.1 計画地及びその周辺地域の環境の特性	2-1
第 3 章 環境影響評価項目の選定等	3-1
3.1 環境影響要因の抽出	3-1
3.2 環境影響評価項目の選定	3-1
3.3 環境配慮項目	3-11
3.3.1 環境配慮項目の選定	3-11
3.3.2 環境配慮方針	3-12
第 4 章 環境影響評価	4-1
4.1 地球環境	4-1
4.1.1 温室効果ガス	4-1
4.2 大気	4-5
4.2.1 大気質	4-5
4.2.2 惡臭	4-27

4.3 土壌汚染	4-31
4.3.1 土壌汚染	4-31
4.4 騒音・振動・低周波音	4-38
4.4.1 騒音	4-38
4.4.2 振動	4-49
4.4.3 低周波音	4-58
4.5 廃棄物等	4-62
4.5.1 一般廃棄物	4-62
4.5.2 産業廃棄物	4-66
4.5.3 建設発生土	4-72
4.6 緑	4-74
4.6.1 緑の質	4-74
4.6.2 緑の量	4-89
4.7 構造物の影響	4-93
4.7.1 テレビ受信障害	4-93
4.8 地域交通	4-102
4.8.1 交通安全、交通混雑	4-102
4.9 安全	4-115
4.9.1 火災、爆発、化学物質の漏洩等	4-115
第5章 環境保全のための措置	5-1
第6章 環境配慮項目に関する措置	6-1
第7章 環境影響の総合的な評価	7-1
第8章 関係地域の範囲	8-1
第9章 その他	9-1
9.1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類	9-1
9.2 条例環境影響評価準備書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地	9-1
9.2.1 条例環境影響評価準備書の作成者	9-1
9.2.2 業務受託者	9-1
9.3 事業内容に関する問い合わせ窓口	9-1
9.4 参考とした資料の目録	9-2